

建設工事の入札等に参加される皆様へ

建設工事における法定福利費の適切な支払いのための取組みについて

本市においては、公平で健全な競争関係を構築する観点から、社会保険未加入対策の拡充を図っており、その一環として、下請負人が社会保険等へ加入するために必要な法定福利費の確保するため、令和3年4月より法定福利費を内訳明示した工事費内訳明細書の活用促進を実施しておりますが、この度、公共工事発注者の責務として、法定福利費の適切な支払いのための取組みについての対策を強化するよう国からの要請があったところです。

つきましては、法定福利費の適切な支払いのための取組みについて、次のとおり対策を強化することとしますので、引き続き、ご対応くださるようお願いいたします。

※ 法令により社会保険等への加入義務を負わない事業者は除きます。

1 法定福利費の適切な支払いについて取組みを強化する内容

建設工事において、下請負人が社会保険等へ加入するために必要な法定福利費の確保を図るため、元請負人に対し、**社会保険等に係る法定福利費を内訳明示した工事費内訳明細書に加えて、法定福利費の算出根拠の分かる見積書等（下請負人分も含む。）**の提出を求めることとします。（作成例等は別紙を参照。）

※市ホームページも併せてご確認ください。

- ① 契約締結後14日以内に設計図書に基づいて、社会保険等に係る法定福利費を内訳明示した工事費内訳明細書及び見積書等の作成・提出をお願いします。
- ② 明示された法定福利費に疑義ある場合には、算出根拠の説明、誤記等の訂正を求めることがあります。

2 実施時期

令和4年5月1日以降に公告又は指名通知を行う建設工事とします。

3 その他

- (1) 違反が確認された場合には指名停止等のペナルティを科します。
- (2) 社会保険等の加入状況は、施工体制台帳の「健康保険等の加入状況」の欄により確認します。旧様式には当該欄がない場合がありますので、施工体制台帳は最新の様式を使用してください。
また、社会保険等への加入について疑義がある場合は、社会保険料の領収書等の提出を求める場合がありますのでご注意ください。

事務担当
いわき市財政部契約課 工事契約係
電話 0246-22-7419

【参考】工事費内訳明細書における法定福利費の記載例

【参考】法定福利費に係る見積書の作成例

工事費内訳明細書

工事名

工事場所

工期

年 月 日から

年 月 日まで

工事費合計額

一金 円

名 称	名 称 内 容	材 料 力	形 状 寸 法	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
	工事費内訳の項目を記載する際、「法定福利費」についても一項目として記載してください。							
	「法定福利費」については、右図のような見積書を作成したうえで、法定福利費（事業主負担分）を算出し、明示してください。							
	工事費内訳明細書と併せて、法定福利費の算出根拠の分かる見積書等を提出してください。							
法定福利費				1	式		0,000,000円	内訳は別紙 見積書のとおり

法定福利費に係る見積書

工事名

工事場所

工期

令和 年 月 日から

令和 年 月 日まで

法定福利費
(事業主負担分)

円 (消費税抜き)

事業主負担分	対象金額 (労務費) ①	保険料率 ②	金 額 (労務費×保険料率) ③=①×②
雇用保険料			
健康保険料			
介護保険料			
厚生年金保険料 (子ども・子育て手当拠出金含む)			
		保険料率の合計	

(消費税抜き)

※介護保険料については、加入率を加味した保険料率で設定。

最新の保険料率は、それぞれのウェブサイト等で確認してください。

- ・雇用保険料（建設業の部）…厚生労働省
- ・健康保険料、介護保険料…協会けんぽ福島支部
- ・厚生年金保険料、子ども・子育て拠出金…日本年金機構

【参考】法定福利費に係る見積書の作成手順例

(基本的な法定福利費算出の場合) = 労務費総額 × 法定保険料率

【法定福利費の算出手順 (例)】

①労務費総額を元請負人の実情に合わせた方法で算出。

②算出した労務費総額に対して、法定で定められた保険料率を乗じて各保険の概算保険料を算出。

福島県における各保険料率（令和4年5月現在）

各保険料率	全額	事業主負担分
雇用保険料	1.25%	0.85%
健康保険料	9.65%	4.825%
介護保険料	1.64%	0.82%
子ども・子育て拠出金	0.36%	0.36%
厚生年金保険料	18.3%	9.15%
合計	31.2%	16.005%

※R4.9.30 までの保険料率

(※1)

※本人負担なし

(※1) 介護保険料については、事業主負担相当の保険料率（保険料の1/2）に「被保険者となる40歳以上64歳以下の割合（52.9%、協会けんぽH25年度の場合）」を乗じた比率とする。

【協会けんぽの場合】介護保険料率の算式＝介護保険料率（事業主負担分）0.82%（R4.5現在）×52.9%＝0.434%

③各保険の概算保険料を合計し、内訳明示する概算保険料総額を算出。